

各省庁契約担当部局長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の
改正について（通知）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）では、「中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める」こととされています（別紙1）。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月内閣官房等関係省庁）では、「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、(略)発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」ことが示されています（別紙2）。これらを踏まえつつ、関係省庁、業界団体等との調整を経て、今般、別添1のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正いたしました。

つきましては下記に御留意の上、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましても、併せてお願いします。

（添付資料）

別添1：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン
（改正後）

別添2：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン
新旧対照表

別紙1：「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日
閣議決定）

別紙2：「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」
（令和3年12月内閣官房等関係省庁）